

京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレター No.2

編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局（京都市総務局国際化推進室）

市職員採用における国籍要件について緊急申入れを決定

2000年度（平成12年度）第2回会議開催

日時 2000年（平成12年）9月14日（木）
午後2時30分から5時まで

場所 京都市国際交流会館

- 議題 (1) 市職員採用における国籍要件について
(2) 第2期外国籍市民施策懇話会の運営について



国籍要件についての審議背景

京都市では、現在、一般事務職など4職種*に「国籍要件」を設けています。この国籍要件は、1953年の「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」という内閣法制局の見解に基づいて設けられたものです。

地方公務員も税金をかけたり、建築許可を出したり等の公権力の行使にあたる業務を行い、また、予算や基本計画の策定など公の意思形成に参画するため、この公務員に関する「基本原則」が適用されることになります。そのため、在日外国人には、地方公務員の一般事務職等の受験資格がないとされてきました。

1996年5月、川崎市は公権力の行使に該当する職務を限定し、課長以上のラインの職には就けないという条件付きで国籍要件を緩和しました。

また、同じ年の11月には、白川自治大臣が「地方自治体で責任をもって適切に判断」し、「制度的にも、運用面でも工夫し、適切な措置を講じれば」、一般事務職で国籍要件をはずすことは可能であるとの談話を発表しました。

現在、12の政令指定都市のうち8都市が一般事務職等における国籍要件を緩和しています。ただし、いずれの都市も、専決権限をもつ職には就けない等の一定の制限を設けています。

市職員採用における国籍要件の問題については、市民や市議会でも様々な立場からの意見があります。

今回の京都市外国籍市民施策懇話会では、市の関係局の出席のもと、この問題について審議を行いました。

*京都市では、73の職種のうち、一般事務職、一般技術職、消防職、学校事務職について、日本国籍を有することを受験資格の一つとしています。

第2回会議での各委員の意見

○委員：なぜ、国籍要件を撤廃する必要があるのかといった京都市としての独自の基本理念をもつべきである。法の下での平等や職業選択の自由といった考え方を前面に掲げる必要がある。京都市は、国際化を掲げているが、最も身近な職員採用で国籍要件を設けているようでは自己矛盾ではないか。民間企業に差別的な採用を行わないよう指導する立場にある京都市が、職員採用において外国人に門戸を閉ざしているのは基本的におかしい。

地方分権を推進するという意味から、積極的に外国籍市民を登用してもよいのではないか。外国籍市民の能力を行政サービスに生かすことにもつながる。市民にどこまで国籍要件の撤廃の意味を認識してもらうかが今後は重要である。

○委員：国籍要件を撤廃すれば、市役所が外国人に乗っ取られるのではないかという見方がある。また、日本人でさえ就職が難しいのに、なぜ外国人に公務員への門戸を開けるのかという声もある。さらに、日本国籍を取得すればよいではないかという意見がある。在日韓国・朝鮮人が日本で暮らすことになった歴史的経過の認識が必要であるとともに、日本人優先の外国人排外主義を打ち砕く必要がある。市役所の幹部の方には、高い理念や理想をもってほしい。

武生市（福井県）が国籍要件を完全撤廃している。近年、工場で働く中国人やブラジル人が増え、急速に国際化が進み、市の幹部が、日本人

のことだけを考えるわけにはいかないということに気付いたのではないか。この国籍要件の問題は、政治的判断の問題ではなく、むしろ国際都市・京都の市政理念の問題であるという認識を持たなければ、感情的な反対論や技術的な折衷主義に陥ってしまう。

○委員：公権力の行使は市長がするもので、公務員はそれに従っているだけとの考え方もある。税の徴収や営業の許可、停止を恣意的に行うことは、日本人であっても許されず、国籍とは全く関係のない問題である。具体的にどういう支障が生ずる可能性があるのか議論し、それが無ければ、国籍要件を撤廃してもよいのではないかという論理をこの懇話会として出し、要求していく姿勢が必要である。

○委員：京都市が一步を踏み出せずにいる理由が、国籍要件の完全撤廃といった画期的なことを考えてのことであればよいが、政令指定都市のうち8都市が既に緩和を打ち出している状況で、在日コリアンの数では上位にある京都市として、少なくとも他都市と足並みをそろえるところからまず出発してくればよいのだからという思いがある。

○委員：世論へのアプローチも必要であり、川崎市や武生市の場合、必ずしも市のトップの判断だけでなく、地域社会での様々な議論があったのではないか。

公の意思形成のプロセスに日本国籍でない人が関わることに對しての反對が心配されているようであるが、感情的なものであり、客觀的でない。



○委員：最近、「在日外国人による犯罪が過去最高を記録しています」という見出しの、ある防犯設備会社の宣伝ビラが自宅のポストに入れられていた。会社あてに抗議したが、こういったことが（社会一般の在住外国人に対する意識に）与える影響は大きい。能力のある外国籍市民が市役所の係長等に昇進していくことは何ら問題はなく、そういう社会が活力のある社会である。

○委員：公務員が職務を行う際の原則として、①全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないこと、②上司の命令に従わなければならないことが法律上規定されていることを考えれば、公権力の行使や公の意思形成への参画において、外国籍であることが問題になることは基本的にはないはずである。例えば、消防職において、自分と同じ国籍の人の家を優先的に消火したりといった、国籍や民族を代表するような職務の行使は想定し得ない。

○委員：日本国籍をとれば公務員になれると言うなら、例えば、（見るからに風貌の異なる）欧米人が市役所に大勢いてもよいということになる。しかし、国籍要件の撤廃に反對の人たちの中には、これをよしとしない

人も多い。日本国籍を取得すればよいとの意見も方便に過ぎず、その根底にあるのは、外国人を排斥する意識だと思う。

ある企業は差別事件を起こした後、外国人にも採用の門戸を広げることになった。しかし、「採用後の配属や管理職への登用については考慮します」と、まさに公務員の任用制限と同じようなことを言っている。また、ある高校の先生が、銀行に採用された外国籍の卒業生を訪ねたところ、「本名の名札を付けて窓口に座ってもらうのは困る」との理由から窓口業務には配置されていなかった。企業と公務員では違う面はあるが、根底にある意識は同じような気がする。

○座長：国籍要件が撤廃された場合、そのことを報道機関に取り上げてもらうとともに、職員採用の募集要綱に国籍を問わない旨を明記する必要がある。撤廃した場合には、「外国籍市民の方もぜひ公務員になってください」という姿勢で臨んでほしい。可能な限り早期に、国籍要件の見直しが実現されるよう、京都市に緊急申入れを行うようにしたい。

その他の審議事項

- 多文化ふれあいのためのフォーラムを開催することが決まりました。

日 時 2001年(平成13年)2月17日(土)

午後1時30分から4時30分まで

場 所 京都市国際交流会館イベントホール

内 容

(1) 基調講演

イーデス・ハンソン

(アムネスティ・インターナショナル日本 副理事長)

(2) パネルディスカッション

コーディネーター／

仲尾 宏(京都造形芸術大学教授)

パネリスト／

他都市の外国籍市民会議のみなさん

ゲストパネリスト／

イーデス・ハンソン



イーデス・ハンソン

* 参加方法につきましては、市民しんぶん等でお知らせします。

- 第2期の京都市外国籍市民施策懇話会の審議日程が決まりました。

2000(平成12)年度

第3回会議 2000年11月16日(木)

：ニューカマーの差し迫った諸課題

第4回会議 2001年1月(予定)

：市政参画・地方参政権問題

2001(平成13)年度

第1回会議 2001年5月(予定)

：外国籍市民の高齢化に伴う問題

第2回会議 2001年9月(予定)

：教育問題

第3回会議 2001年12月(予定)

：留学生の問題

第4回会議 2002年2月(予定)

：総まとめ

事務局からのお知らせ

京都市外国籍市民施策懇話会は、年度ごとに4回程度の会議を開催し、年度末には1年間の審議結果をまとめた報告書を市長に提出します。1998年度(平成10年度)及び1999年度(平成11年度)の懇話会報告書をご希望の方は事務局までご連絡ください。

京都市国際化推進室のホームページには、これら報告書とともに、毎回の会議録を掲載しています。また、会議は、誰でも傍聴することができます。会議に関するご意見、ご要望がありましたら事務局までお知らせください。

今年度の第3回会議を以下のとおり開催します。

日 時 2000年(平成12年)11月16日(木) 午後2時から4時30分まで

場 所 向島学生センター・セミナーハウス 3階「第2研修室」

(近鉄京都線「向島」駅下車 徒歩15分又は向島ニュータウン内循環バス利用)

議 題 ニューカマーの差し迫った諸課題について

京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市総務局国際化推進室

TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055

ホームページ：http://www.city.kyoto.jp/somu/kokusai/

Eメール：kokusai@city.kyoto.jp